

## 平成 19 年度第 2 回流山市環境審議会会議録

- 1 日時 平成 20 年 2 月 18 日 ( 月 ) 午後 1 時 ~ 2 時 53 分
- 2 会場 流山市役所第 1 庁舎 3 階 庁議室
- 3 出席委員 9 名  
会長 田代順孝 副会長 梅山香代子  
委員 飯泉修司、和田まつゑ、新保國弘、松島英雄、畠山 保、高谷史朗、  
新美健一郎
- 4 欠席委員 3 名  
委員 吉田洋子、町谷肇彦、矢野光明
- 5 傍聴者 2 名
- 6 事務局 松本部長、秋山次長、坂上補佐、精木補佐、橋本係長、  
戸部係長、阿部主査、寺門主査
- 7 議題  
( 1 ) 路上喫煙及びポイ捨て防止重点区域の追加指定について ( 諮問 )  
( 2 ) 環境マネジメントシステムの運用について
- 8 会議概要 別紙のとおり

## 開会

傍聴者 2 名入室

委嘱状の交付  
市長あいさつ

### < 審議会開会 >

諮問 「流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に基づく重点区域の追加指定」について

正副会長の選出

会長に田代順孝委員、副会長に梅山香代子委員が選出された。

正副会長のあいさつ、各委員の自己紹介及び事務局職員の紹介後、会長の議事進行により会議が進められた。

(会長) それでは議事に入る前に、市の方からどういう環境政策に取り組んでいるのかということをご説明いただいてから、本日の審議に入りたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

### < 事務局説明 >

(会長) ありがとうございます。このことについて何かご質問等ございますか。

(会長) よろしいですか、もしあれば後ほどでも結構です。それでは、これから議事に従って進めさせていただきます。先ほど井崎市長から諮問のあった「流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に基づく重点区域の追加指定」について、事務局から説明をお願いします。

### < 事務局説明 >

(会長) 只今、路上喫煙及びポイ捨て防止重点区域の追加指定についてご説明をいただきましたが、皆さん方からご質問、ご意見等ございましたらお願いします。はい、どうぞ。

(委員) 商工会でも、こういった問題が取り上げられたことがございました。

以前にもお話をさせていただいておりますが、聞くところによりますとたばこ税が流山市に 6 億円入るといふ中、健康都市という形で市の方で重点区域を追加で指定されることには結構ですけれども、嗜好品としてたばこを吸われる方は、きつい言葉で言うところには排除されているわけですね。規制されている方たちの喫煙場所というのが場所的に分かりにくい。

喫煙者はこれまでの啓発運動の中でマナーを守っているものと思われませんが、私自身たばこを吸わないのでむしろたばこの吸殻を踏む方なんです。私は江戸川河川敷の管理をしておりますので、この施設でもたばこを吸ってはいけないことになっています。やはり吸われる方はそこに捨てていくんですが、多少マナーのある方は空き缶などに入れて置いていくようです。

駅周辺となると私が管理している河川敷とは根本的に違いますが、やはり喫煙者からもたらされる貴重な財源という部分もありますので市の方でも税金をもらっているという立場から、もう少し喫煙者に和まれるような対応をお願いしたい。

また、たばこを吸う方にとっては、市民が往来するところでは喫煙場所が分かりにくいということもありますので、分かりやすい場所にしてもらえればと。したがって、駅を利用される方には流山は健康都市を宣言しているし、そういった中であっても喫煙者の気持ちも上手く拾ってやっている、というようなことを政策の中で考えていただければと思います。

(会長) ありがとうございます。喫煙場所の問題、整備ですね。事務局の方からありますか。

(事務局) 重点区域と指定されている 3ヶ所では、すべて喫煙場所を設けてきております。今まで吸えたものが急に吸えなくなったという話も聞きますし、急激に喫煙者を排除するというところではきつい面もあると考えておりますので、今回の初石駅周辺の区域指定ができるのであればそれなりの場所に喫煙場所を設置していく予定です。

また、これまでの喫煙場所が分かりにくいという点についてですが、喫煙場所はここですよという表示板を掲げるなど対策をとってきております。さらに分かりやすくしてもらいたいということであれば、それなりの対応をとりたいと考えております。

(委員) 俗に言う副流煙というんですか、たばこを吸った方の煙が吸わない方に流れていく、これがもとで健康を害すると医学的に言われておりますが、ほとんどが野外の喫煙場所だと思ふんですね。そういう副流煙が流れないよ

うな策も考えてあげるべきではないかと思います。ですから、喫煙場所の問題と副流煙を防止するということが大事なのではないかと思います。

(事務局) この条例の目的に関係してくる部分なんです、基本的に私どもの環境部でやっていることは路上喫煙及びポイ捨て防止条例ということで、もともとの発想としては人の集まる場所や駅周辺の道路でのたばこのポイ捨てが多い、これを何とか防止したい。さらに人が集まるような場所では、たばこの火は 800 度位の温度があるので危険であるというところから安全性を確保したい、という観点から始まったものです。裏返して言えば健康の観点をメインに施策としてやっていく内容にはなっておりません。

そういうことから、あくまでもたばこを吸われる方と吸わない方とをきちっと分けた形で、人が集まるような場所での喫煙をご遠慮していただき、吸う方には決まった場所で吸っていただくことをお願いしております。当然この条例をもっと進めろという立場の市民の方もいらっしゃるんですけど、そういう方はもっときちとした措置を取れというご意見なんです、今のところこの条例でやっている施策の中では、吸う方を分けさせていただくというものです。その他、道路でも基本的には喫煙はできませんが、携帯用の灰皿を持って吸っていただく分にはこれを禁止することはないだろうと。こういった形で条例の仕組みがなっております。

今の喫煙場所にはJTから寄附を受け、市の負担なしで設置しております。したがって、同様に喫煙場所を配置させていただくことがベターではないかと考えております。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 最近私は運河駅を何年も降りたことが無いので現状は分かりませんが、今ご説明をいただいた中で運河駅は写真の反対側のところが新しく整備されるまではということでした。現状でも結構人数は多いわけですね、初石駅と同じくらい。ここの現状を見た時に、宗教団体の方や大学生の方が多いということで、説明の意図はこういう方々がいらっしゃるから非常にクリーンな現状だよと、だから別に指定しなくてもいいということなのか。

あるいは東武鉄道の所有だからやりにくいということがあるのか、実態そのものをどういうふうに事務局では認識されているのかお聞きしたい。

(事務局) 基本的には非常に地域が狭くて、重点区域として指定しようにも、実効性が上がらないだろうということがひとつあります。大学と宗教団体の

ことをお話させていただいたのは、駅利用者はそういう方がメインですから、団体に対して路上喫煙の防止をお願いすればかなりの効果が得られるのではないかと思います。あえて重点区域に指定して一般の方すべてに規制をかけなくても、一定の効果は得られるだろうと考えています。

ただ今後、駅反対側の整備が整った段階では多くの方々の利用という形になってきますので、その時点で重点区域の指定を考えたいと思います。このようなことから、現時点では運河駅よりも初石駅の重点区域指定を先行したいということです。

(委員) 特に問題になっていないということですか、この地域は。

(事務局) そういうことです。

(委員) 問題になっていないという認識ですね。分かりました。

(会長) 今、喫煙場所のことで初石駅の諮問はあるが運河駅はどうするんだということ。今回は1ヶ所の追加指定なわけですね。他のところもご説明をいただきましたけれども、基本的には時機を見てということ。それほど緊急性はないというご判断ですね。

他にいかがでしょうか。

(副会長) 資料の1ページなんですけど、(3)のパトロールなどによる成果ということで数字が出ていますが、こちらはすべての駅の合計数ということなのでしょいか。

(事務局) そうです。

(副会長) 3つの駅の合計で、それぞれの駅については出てないのでしょうか。

(事務局) 個別ということですか。

(副会長) 個別なもの、それともうひとつは、これは路上喫煙とポイ捨ての両方ですね。路上喫煙はどれくらいで、ポイ捨てはどれくらいかという資料はないんですか。注意なされたという説明だが、どちらで注意されたのか路上喫煙なのかポイ捨てなのか。もう少し細かい資料がないと分からない。

駅によってどうなのかということですね。

(事務局) 巡回しているのは重点区域の中ですが、路上を中心にしたパトロール中で一番多いのはたばこなんですね。確かに、空き缶や紙くずもありますが圧倒的に多いのはたばこの方になります。あえてたばこなのか、それ以外なのかという集計を当初は考えてみたんですが、実態を見ますとトータルで捉えた方がより適当ではないかということで、こういった集計をとってきております。

(副会長) ポイ捨てはゼロに近いということですね。

(事務局) たばこがほとんどということです。

(副会長) 他の缶とかも含んでいるんですね。

(事務局) ありますが、たばこに比べると圧倒的に少ないです。

(副会長) 空き缶などのポイ捨ては少なく、ほとんどがたばこということですか。それと、駅別というのはやはりないのでしょか。

(事務局) 一日にすべての駅を朝、昼、晩パトロールしているため、トータル数になっており、この駅でどのくらいという計り方はしておりません。

(副会長) 駅別の特色というのはあまり考えなくていいというわけですね。

(事務局) たばこのポイ捨てが多い状況ですので、当面はこれに集中した対応が適当ではないかと考えています。

(副会長) 駅別にすれば、重点区域に指定したがる必要がなかった、とかの資料にはなりますよね。今後どういう駅にするべきかという検討もできますので、多少そういうふうに行った方が有用ではないかという気がしますが。

(事務局) 分かりました。

(会長) 今の話は、たばこのポイ捨てと空き缶のポイ捨てがごちゃ混ぜになっているのではないかということで、対策を考える上で少し分ける必要があ

るのではないかと思われませんが。結局扱いとしては、たばこのポイ捨てという考え方で対応されているという理解でよろしいですか。

(事務局) はい、そうです。

(副会長) 1点だけ、それに関しては条例を見ますとそうではないんですね。ポイ捨ての定義が出ていますが、第2条に。

(事務局) あくまでもこの条例の目的に照らして、重点区域においては、路上で喫煙している者及びたばこ空き缶に関わらずそれをポイ捨てする者に指導、勧告をかけるというのが条例の趣旨になっております。先ほど実態として申し上げましたのは、路上喫煙をしている人がだいぶ多くて、空き缶等のポイ捨ては少ない。ほとんどがたばこの方であるという説明をさせていただきました。ただ、どこでどのように指導勧告がなされたのかということについては、今後の規制を考えた上で重要だと考えますので、きちんとした形で分析できるよう検討していきたいと思えます。

(会長) 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(松島委員) 勉強不足で恐縮ですが、罰金制度はあるんですか。

(事務局) あります。

(委員) ちなみに千代田区で私1回捕まったことがあるんですが、おいくらぐらいになっておるんですか。

(副会長) 2千円です。規則にあります。

(委員) やっぱりあるんですね。私も2年前までは大変なヘビースモーカーだったんです。1日に4箱ぐらい平気でぷかぷか吸っていた人間が現在2年、もの見事止められたと周りからも大変褒められております。今喫煙者の気持ちもものすごく分かるんですね。なんとなく火つけて口にくわえてないと寂しいということで、要するにマナーの問題ですね。ポイ捨ての話が出ましたけど、私の地域の中では路上でたばこを吸っている人はいない。吸っていても立ち止まってそこで携帯用の吸殻入れを使っている人がほとんどです。

パトロールをしていて街の様子はどうなんですか、その辺がちょっと気に

なったんですが。やはり、たばこを吸う人間の最低限のマナーとして、携帯用の吸殻入れの運動を並行して行ったらどうかと感じましたので手を上げさせていただきました。

(事務局) 重点地区におきましては、指定場所まで行って喫煙してくださいという指導をしています。

(会長) ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 東武野田線の豊四季駅は、ちょうど柏と流山の市境でして、自宅前道路のポイ捨て吸殻が結構出ているのでペットボトルに貯めているんです。いわゆる隣接市との条例の違いというんですか、ある程度は整合性をとられているのかどうなのか、その辺お分かりでしたら教えていただきたい。

(会長) 事務局いかがですか。

(事務局) 柏市、松戸市についても路上喫煙は禁止されております。特に流山は柏方式の道路上の全面禁煙にしております。ただ柏の場合には、柏駅が中心ですから豊四季駅はまだ重点区域に入っていないという状況です。

(委員) 豊四季駅南口は流山の人結構多いですね。この辺はぜひ一緒に行かないと混乱が起きると思います。

(事務局) 柏も路上での喫煙は禁止ということで指導員がパトロールを行っていますが、豊四季駅まで巡回しているか確認はとっておりません。また、この駅は柏市域になりますので私どもが毎日パトロールに行くというわけではなく、年に数回パトロールに出ている状況です。

(委員) 柏・流山たばこ組合の方で1年に各駅を1日ずつですが豊四季駅、流山おおたかの森駅、初石駅、江戸川台駅、南流山駅のたばこの吸殻の清掃と携帯用の灰皿を配っています。私はおおたかの森駅の近くに住んでいますが、パトロールを行っているのはシルバーの方ですか。

(事務局) パトロールは市の職員です。

(委員) 流山おおたかの森駅にたばこの吸殻が落ちているのをあまり見たこ



とがないです。職員が行っているパトロールは、午前中はおおたかの森、午後は江戸川台というように回っているんですか。それともこの駅は何日に行くというように決めているんですか。どのように回っているのか。

(事務局) 重点区域に指定した3駅については、ほとんど毎日回っております。時間は設定しておりませんが毎日回っております。

(委員) 1日で3ヶ所を回っているわけですか。ありがとうございます。また、灰皿の掃除なども職員がやっているわけですか。

(事務局) そうです。

(委員) 夏場など、花に水をやっている方はシルバーの方だと聞いてますが、その方とたばこをパトロールする方とは別の方なんですね。

(事務局) パトロールをシルバーの方には委託しておりません。臨時職員が中心になって回っております。1週間の内、連続で5日間回っているということではないですが、ほぼ毎日という状態を継続しております。

(委員) そうですか、ありがとうございました。

(委員) 指導員というのは職員なの。

(事務局) そうです。臨時職員という形で警察官のOBと一般臨時職員が、パトロールのコースを決めて回っています。ただ、毎日同じ時間では効果がないので工夫して行っています。特に、流山おおたかの森駅については、自治会等に協力をお願いしているほか、駐輪場整備のシルバーの方が合間に清掃などを手伝っていただいていると聞いております。

また、江戸川台駅では、西口は自治会、東口は商店会の方々から地域をきれいにしようということから清掃の協力をいただいております。

(委員) ありがとうございます。

(委員) ここの表に書かれているのはほんの一部なんですよ。パトロールで気がついた件数でしょう。

(事務局) そうです。

(委員) 6ヶ月で238件というのは、1ヶ月で40件、1日では1~2件ということですね。計算しますとそういう統計ですよ。実際は、パトロールをしてない間にポイ捨てはあったのではないかという感じがします。こういったところをシルバーの方々が対応している訳ですね。

(委員) そうですね。自治会の方々ががんばってくれています。男性の方などは、防犯パトロールで小学生の送迎の際に駅付近の吸殻を捨ててくださっているようです。

(会長) ちなみに、現在まで過料を課される当事者はいなかったと資料にあります。こういうケースというのはほとんどなかったんですか。

(事務局) 今までの中ではございませんでした。過料を課するというよりは、ルールを守って欲しいという啓発の面を強化して進めようという部分が主体的でありますし、いきなり過料をとるといふより重点区域でのルールに慣れていただくような対応をしているのが現状です。

(会長) ほかにいかがでしょうか。ご質問は大体この辺でよろしいですか。一応この内容につきましては諮問を受けておりますので、これに対する答申という形でまとめることになるわけですが、まとめ方について何かご意見ございますか。

<意見なし>

(会長) 従来の3カ所についての前例もございますので、もし事務局の方で答申の考え方等についてご説明することがございましたら、よろしく願います。

(事務局) 答申の案的なものをご用意させていただきました。

(会長) 今から配布していただくということによろしいですか。

<異議なし>

(会長) 今お配りいただきました流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に基づく重点区域の追加指定について用意していただきましたが、事務局の方から簡単にご説明いただけますか。

<事務局説明>

(会長) はい、ありがとうございました。只今のご説明の点で何かございましたら。はい、どうぞ。

(委員) 本文の5行目江戸川台駅の次、おおたかの森駅となっていますが、正式には流山が入りますよね。ですから、これを入れていただきたい。

(会長) 駅名に流山が入るとのことですね。ほかにございませんか。

(委員) 最終確認ですが、流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例というのは、流山市全域が入っていますよね。その中における重点区域ということですね。そうしますと公園でしょっちゅうたばこを吸っていく人がいるのです。今ごみ箱がないものですから、至らない人間がちょっと落としていくのですが、そういったものは、どちらの管轄になるのですか。

(事務局) この条例は、路上喫煙ポイ捨て禁止条例ですので、道路以外は施設管理者の管轄になります。

(委員) 図面に重点区域の位置図があるのですが、この区域を重点区域としたいということだと思いますが、初石ですけれども、大体このエリアでカバーできていると思います。

(副会長) ポイ捨ての中には、吸い殻も入っているのですよね。条例第2条2項の定義ですか、空き缶等の中には吸い殻も入っているのですよね。2条2項と3項の関係が、どういうことか良くわからないのですが。

(事務局) ここは、あくまで用語の定義ですので、空き缶等について何であるか説明をしているものです。空き缶等とは、飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チュウインガムの紙かす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによりごみの散乱の原因になるものを空き缶等といいます。

(副会長) それでしたら、ポイ捨てというのは、すべてのものですね。空き缶等は、すべてが入るわけですね。2項の、吸い殻というのは、いらぬのではないかと思います。ポイ捨ての中に吸い殻も含まれているのですよね。2行目は吸い殻だけのような気がするのですが。ポイ捨てで吸い殻もすべて含まれてしまうのではないかと思います。吸い殻に限らず、すべてのものがポイ捨てですよね。空き缶等のポイ捨ての方が良いのではないかという気がします。空き缶等のポイ捨てだと吸い殻も含まれるし。

(会長) 今の点はすごく重要なことではないかと思ひます。ポイ捨てというのを空き缶等という中の一部がたばこのポイ捨てなんですね。ですからそのまま額面どおり読んでいくと、もっと広い範囲が対象になって、そうするとパトロール等についても空き缶を含めたいろいろな集積所のようなものの整理ということも出てくるかもしれないという解釈も成り立つわけですね。この辺は、皆さん、条例はご専門の中で、今回は、精神としては、ここで言っているのは、たばこのポイ捨てが、メインであるということが明確にわかるようにしたらどうかと私は思うのですが、そこまでしてしまうと逆に狭めてしまうのでということはあるか。

従来は、このままできているのですよね。解釈としてね。

(委員) 条例の解釈ですが、「及び」でくくっているのですが、「路上喫煙」というのと「ポイ捨て」という非常に広い概念とを一緒にくっつけて「及び」でくくってしまっているのがおかしいというのがひとつあります。

それから、条例では吸い殻の送り仮名が入って、答申案の方は、送り仮名の「い」が入っていませんが、どちらが、正しいのでしょうか。どちらかに統一した方がいいのではないのでしょうか。「い」は入らないのではないかと思います。つまり、この条例を作った時に語句のところまで解釈を考えて作ってないのではないかなという気がします。

(副会長) やはり、「空き缶等」に変えた方がよろしいのではないのでしょうか。空き缶を捨ててもポイ捨てですから過料に処する場合がありますよね。吸い殻だけを言われてしまうと、空き缶はいいのではないかと思ひますね。むしろ、いらぬ方がいいのかな。なにもなければ、「ポイ捨て防止」ということですべて入るということではないのでしょうか。

(事務局) 先ほど、会長からわざわざ書いたのは、吸い殻が多いからという

趣旨もあるだろうとご指導もいただいたので、2行目の文書ですが、「吸い殻のポイ捨て等による空き缶等の散乱の防止」という感じにさせていただければと両方の趣旨が入るかなと思います。

(会長) むしろ、全体を捉えてたばこのポイ捨ての問題なのだから、特にたばこのポイ捨て等というトークの表現の方がいいのではないのかなと思います。今のご説明だとふたつとも、また「空き缶等」という問題が出てきてしまうのですね。そこでパトロールの方は現実にチューインガムとか他のもの全部ひっくるめてやらなければいけないということだと思います。過料の方も違反した場合というのはすべてやらなければならないことになっていますよね。条例は、直すのはちょっと大変かもしれませんが、今回の重点区域での扱いということで、今、ご指摘いただいたようなことははっきりさせるということで、今この場でどのように修正するかというのは、時間がかかると思いますので、一応わかりやすい形に修正するというようなことによるしいですか。

(委員) 文言について、ここで話しあってもね、私はもっと大きな意味で、たとえば、流山全体の環境を良くしようということですよ。先ほど、松島委員が言われたように、これだと路上だけになってしまうのです。広場とか集まって吸う場合もあるし、公園ですと、みどりの課というような、路上だけを規制するものではなく、ポイ捨てとかたばこというのは、流山全体にかかっているというお話ですね。今回は、重点地区を決めて追加していきたいんだと。

私は、どんどん追加していくべきだと、この諮問には大賛成で、追加どんどんしてほしいと思うのですが、道路だけを規制して、公園とかをやらない、他でやってくださいというのは、流山全体をきれいにしていこうという大きな趣旨と違うと思います。縦割り行政であり、もっと連絡を取りあって、道路もそうだし、公園もそうだし、みんなやめようよと、そういうようなことをしていくべきではないかと思います。

もうひとつは、環境問題は、これから色々出てくると思うのですが、環境問題に境界はないと思うのです。流山市とか柏市とかなと思いますし、水の問題ですと、運河などいくと関宿から野田までつながった問題がありまして、一市ではなく、周辺の行政と情報交換してもらって、調整することが必要だと思います。この間の日曜日は、たまたま、野田市長が、森の図書館で利根川の生態系を守るという講演会がありましたが、環境サミットをやりたいというようなことを言っていたのですが、まさに、野田市長とか流山市

長とかいろいろな人が集まってね、一流山市だけで規制をするのではなくて、そういう全体の中でおかつ条例をやっていくというように、すべきではないかと思うのですが。

皆さん、立場上無理かもしれませんが、流山全体を良くしていくということであれば、路上だけではなくて、環境審議会に出した方がいいのではないかと思います。例えば、一番いい例は、シンガポールは罰金かけて有名になったということですが、国内で一番早く、千代田区、中央区でやりましたが、先に取り組んでいるところの情報はあるのですか。

(事務局) この条例を始める前には、千代田区等は始めていましたし、隣の柏市もちょうど始まったばかりでした。

周りの施策と整合性をとるということも、大事なことなのですが、一方では、流山らしい有り方というのはどういうものかという観点からも検討が必要で、実際、柏市は直罰で、そこでたばこを吸っていたらいきなり罰金ということです。流山市内は、少なくとも柏駅のようにものすごい人がいるわけではありません。改めて流山市では、そういうハードなシステムがいきなり必要なのかというときに、流山というのは、まだほんわかしたところがあるのではないかということで、おだやかなシステムとして、指導・勧告システムを取り入れています。それについては、審議会のご意見もいただきながら、そういったものを導入してきています。そういう形で周りとの整合性をとりながら、流山らしさを勘案しながら、これらの施策を進めてきています。

それから、公園との関係でいきますと、市長が就任した時に、公共施設では、たばこを一切吸わないということを決めていまして、施設の管理者は、公的な場所という立場から禁煙という形をとっています。そういうことと整合性をとるという形で、さらに一般の方が利用されている道路についても、この条例で対象としてだんだん範囲が広がってきたということですが、施設との整合性をはかりながら、かつ流山らしいシステムで運用をしています。

(会長) 今のご質問とご意見ですが、やはりこれ確かに追加なんだけれども、前文的な意味で、市域全体をやっているんだと、特に路上についてはという書き方で、幅広いシステムも含めて、路上もやっているんだというような書き方の方がいいですね。

(委員) 今の説明で言えば、広場や公園も公共施設なので、全部網がかかっているんだよということですね。

(委員) 重点区域の範囲に遠慮する必要は無いと思います。先ほど、運河駅はどうかのとか、おおたかの森駅の東口は、小山小学校が移転してどうかのとか、そういう文言はいら無いと思います。必要だったら、今から習慣づけておかないと、人間は、急にやめるといのはつらいんですね。あんまりにぎやかでないときから重点区域に指定すれば。なにも初石駅の一部だけではなく、ついでに東口も運河駅も入れたらいいのではないかと 생각합니다。ある程度人口があるところは。そういう気がいたします。

(会長) 初石駅の理由の説明が、2行で、むしろいくつかあるうちに、初石駅の指定が急務であるというように、説明いただいたほうが、今回の追加指定の理由としては、ふさわしいのではないかと 생각합니다。ですから、なぜ初石をやるのかというようなことを、書いていただくといいのかなと 생각합니다。マンションが増えてというのはどこもそうですよね。

もし、よろしければ、今いただいたご意見を、修正した形で答申に向けたいと思いますが、時期的に4月1日から施行したいということですので、もう1度お諮りする機会がありませんが、これ審議会でよくやるケースにはなるのですが、会長と事務局に一任いただけませんかという形になりますが、いかかでしょうか。

< 異議なし >

(会長) それでは、そのような形にさせていただいて、今いただいたご意見等を踏まえて答申書にまとめることを色々検討しなければならないと思いますが、いずれ皆さん方にご報告申し上げるということで、ご了解いただきたいと 생각합니다。

それでは、議事については、以上で終わったのですが、報告事項がありますので、事務局よろしくお願いします。

< 事務局説明 >

(会長) 平成20年度中にエコアクション21の認証取得をしたいということで、只今事務局から説明がありましたが、なにかご意見ありますでしょうか。

(委員) これの推進母体はこちらの部署になりますか。それとも、特別な推進事務局みたいなものを作られているのですか。

(事務局) 1ページの上の方に市の取組として、環境行政推進協議会というものを設置してあります。これは、副市長を会長としまして、各部長級がメンバーとなっています。一番の大本の組織は、そこになります。あとは、EMS検討委員会というものを設置してありまして、そこで具体的なことを議論しています。その事務局が環境政策課になっています。そういう体制の中で今まとめておりまして、ある程度まとまりしだい、全課に周知徹底をしていくということになります。

(委員) エコアクション21の認証を取るための特別な組織なのか。現状の組織の推進の中でやっていくということですか。

(事務局) 現状の組織の中では、今、環境行政推進協議会が環境行動計画の中にあります。ここで初めて認証取得という方向性が出ましたので、その組織と整合を図りながら、取り組んでいくということになります。

(事務局) 補足でご心配なのは、それに伴うマンパワーということだと思いますが、私どもだと若干ノウハウ的に乏しい面もありまして来年度345万円予算計上をしており、コンサルをお願いして技術的にサポートをしてもらうような形になると思います。

(会長) 今のは、4-1-4-5の環境管理システム構築事業というものです。これ、単年度で何とかなりそうですか。

(事務局) 単年度で導入していきますが、以降は自前でやるということですよ。

(会長) 他にいかがですか。

(委員) これから何年か先、CO<sub>2</sub>だけでいくお考えなのですか。それとも次は、何かやらなければいけないなということがあるのですか。

(事務局) これは、基本的には、マネジメントシステムの中でどういう手法でやっていくかということですが、このエコアクション21というのは、ISO14001と比較しますと、必須項目というのがありまして、CO<sub>2</sub>の排出量、下水道の排出量、それからごみの排出量というのを抑えて、それを削減していくというのがあります。それ以外に、独自の目標項目を設定してやってい



くということになります。これは、必ずしも数値目標だけではなくて、さまざまな形の行動で何パーセントできたとか、細かな行動をチェックしていく形になるかと思えます。

実は、それについては、すでに庁内で環境行動をチェックするシステムを2年前くらいから試行しておりまして、各課に環境行動推進員を配置して、3か月に1度報告をしてもらってチェックするというシステムを持っています。あとは、その内容を抽出してどうフィードバックしていくかということが今後の検討課題です。

(会長) かならずしもCO<sub>2</sub>に限定はしていないということですね。

他にいかがですか。他にないようでしたら、議事、報告事項が終了いたしましたので終了したいと思います。

<閉会>